

保存版

目につくところに置いてご利用ください。

# こんな言葉に ご用心!!

知っていれば  
だまされない!

友達を紹介する  
だけで儲かる  
おいしい話があるよ!

必ず  
儲かります!

利用料が未払い。  
家に取りに行くぞ!

すぐにお金を  
振り込んで!

ご覧になった  
サイトは有料です!

無料で  
点検します!



申し込むまで  
毎日電話するぞ!

「あやしいな…」「困ったな」と思ったら、まずはご相談を。

滋賀県消費生活センター

# ☎0749-23-0999

●相談時間／平日・土日 午前9時15分～午後4時(祝日・年末年始は除く)

●〒522-0071 彦根市元町4-1 (JR彦根駅 徒歩5分)

●消費者ホットライン ☎0570-064-370  
(センターや最寄りの市町の相談窓口につながります)

消費生活センターでは、納得できない請求や  
買い物・契約のトラブル、製品事故や多重債務等、  
消費生活全般についてご相談をお受けします。

- 買い物(契約)した日時、場所
- 業者名
- 商品名
- 契約書などの資料

ご相談の  
前にメモや  
関係資料を  
お手元に

携帯電話からは



<http://www.pref.shiga.jp/c/shohi/>

滋賀県消費生活センター

検索

# こんな消費生活トラブルが増えています。



**★ポイント**  
 「必ず儲かる」おいしい話はありません。知らない人がそのような話を紹介することはありません。いったん、お金を支払ってしまつて取り戻すことは極めて困難です。

**■殖産商法**  
 「必ず儲かる」「高値で買い取る」と未公開株や社債、外国通貨等への投資を勧誘され、お金をだましとられる。

「必ず儲かります！」  
 「高値で買い取ります！」



# 「まさか私が...!」と思わないうで。こんな手口でだまされれる!

パソコンや携帯電話の普及で生活が便利になった反面、詐欺や強引な勧誘など手口も巧妙になっていきます。大切なこと、急ぐことほど周りに相談をして正しい判断を心がけましょう。



「無料で点検します」

**■点検商法(訪問販売)**  
 「屋根を無料で点検します」「今、使っている布団を見せよう」と言つて室内に上がり、長時間・強引なセールスを行う。リフォーム工事で布団の契約をせまる。

**★ポイント**  
 会社名、担当者名・何のセールスカを確認し、用件がわからない間は玄関や室内に入れない。必要がない場合はきつぱりと断り、早く帰るよう伝える。



**★ポイント**  
 会社名、担当者名・何のセールスカを確認する。必要がない場合はきつぱりと断り、電話を切る。

**■資格商法(電話勧誘販売)**  
 「仕事に有利になるので資格をとらないか」と自宅に電話があり、必要ないと言つても、長時間脅迫めいた勧誘が続いた上、何度も高額な教材を売りつける電話がかかってくる。

「申し込むまで毎日電話するぞ!」

**★ポイント**  
 ワンクリックで契約となる取引は成立しませんので、支払う必要はありません。あわてて問い合わせ等をする、相手に氏名、住所など個人情報を知らせることになるので連絡しない。

**■ワンクリック不当請求**  
 「無料」と書かれていたサイトをクリックしたら「入会手続きが完了しましたので〇〇円支払ってください」などと身に覚えのない請求等がされる。

「ご覧になったサイトは有料です!」



**★ポイント**  
 「楽して儲かる話」は絶対にありません。安易に応じると大切なお金も友だちも失いかねません。

**■マルチ商法(ネットワークビジネス)**  
 「商品を買って会員になり、友だちを紹介していけばマーキングが入ってくる」と勧誘されたが、思うように売れず、友人からも文句を言われた。

「友だちを紹介するだけで儲かるよ!」

## しらせる滋賀情報サービス(しらしが)

しらしが 検索 <http://www.pref.shiga-info.jp>

消費生活センターからも、随時、「消費生活情報」を配信しています。滋賀県からの防災・防犯や各種お知らせのメール配信サービスで、あらかじめユーザー登録していただくと、お手持ちの携帯電話等にメールが届きます。



携帯電話からは

# トラブルから身を守るために…

急かされる契約ほど要注意!  
すぐに契約せず、家族や友人、  
消費生活センターに相談しましょう。

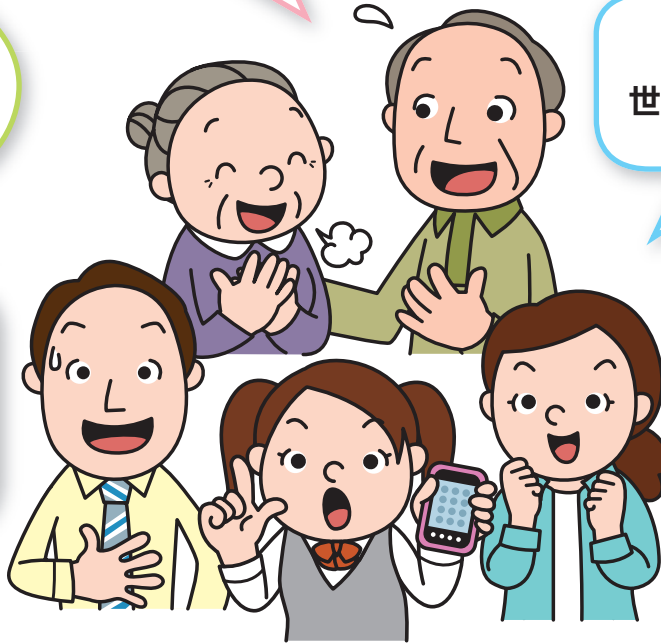
一人で悩まない。

だまされても  
あきらめない。

タダほど高いものはない。  
世の中にうまい話はありません!

いらないものは、  
「いりません」と  
はっきり言う。  
断り上手になりましょう。

氏名や住所、  
口座番号など、  
個人情報を安易に  
提供しない。



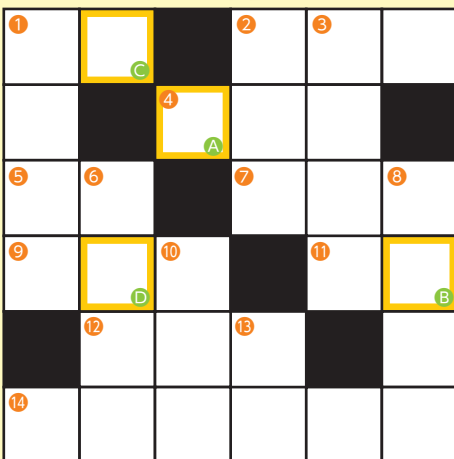
## おかしいと気づく『消費者センス』を身につけましょう。

家族の方や知り合いの方が被害にあっていませんか?

- 最近見かけない車がよく止まっている
  - ふさぎこんでいる
  - 部屋に見慣れない商品がたくさん置いてある
  - お金に困っている様子が見られる
- など、様子がおかしいなと思ったら、声をかけてください。

## トラブル防止クロスワード

クイズをしながら  
「消費者センス」をみがきましょう。



### 🔑 タテのカギ

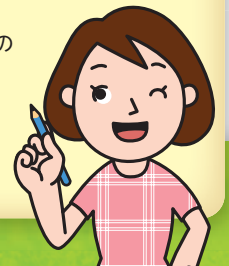
- 「〇〇〇〇で点検します」と言われても不要な場合はきっぱり断ろう。
- 食べ物の味わい。「〇〇〇が良い」「〇〇〇が落ちる」
- 星の形がお土産に人気。実は有孔虫という単細胞生物の殻。
- 契約や買い物で困った時は、消費生活〇〇〇〇にご相談を。
- 長時間居座る強引な〇〇〇〇販売。怪しいときは玄関や部屋に入れないこと。
- 果物などの食べる部分。
- ライオンのこと。

### 🔑 ヨコのカギ

- 安さにつられて必要のないものを買って〇〇にしないよう普段から気をつけて。
- 法に違反すること。「〇〇〇〇侵入」「〇〇〇〇占拠」
- お互い思い合っていること。「〇〇〇〇相愛」
- 落語などの演芸が興行される場所。
- みずみずしい稲穂。日本の事を〇〇〇〇の国、とも言う。
- 小さな稲の害虫。群れて飛ぶ様子が雲のように見える。
- twitterで良く使われる言葉。今何をしているか、どこにいるかを表す。「クロスワードパズル〇〇」=クロスワードパズルを今しています
- 淡水産巻貝。琵琶湖には固有種のナガ〇〇〇〇がいます。
- ネットでは簡単に出品、入札ができますが、トラブルも多いので規約や相手の評価の確認を。

「黄枠内」の4文字で、言葉を作ろう!

A	B	C	D
---	---	---	---



# 知っておこう クーリング・オフ制度!!

特定の取引方法で契約した場合、契約書面を受け取った日から8日間(訪問販売、電話勧誘販売など)または、20日間(マルチ商法、内職商法)は、理由なしに無条件で解除できる制度です。

☆詳しいことは、相談窓口にお問い合わせください。



## クーリング・オフのチェックポイント

### 1 契約場所は、店舗や営業所以外(自宅、喫茶店、路上など)の場所ですか

キャッチセールス、アポイントメントセールスの場合は、店舗や営業所の契約も適用されます。自発的に店舗に出向いて契約した場合や、主として営業のために契約した場合は適用されません。

### 2 購入した商品、サービスは何ですか

原則すべての商品、サービスに適用されますが、3,000円未満の現金取引や自動車など、一部適用を受けないものもあります。

### 3 契約書面を受け取ったのはいつですか

契約書面を渡されていないときや記載内容に不備がある場合は、期間が過ぎていてもクーリング・オフできます。

### 4 クーリング・オフ妨害はありませんでしたか

「クーリング・オフはできない」と言われた、脅されて手続きができなかった、という場合には期間が過ぎていてもクーリング・オフできます。

## クーリング・オフの手続方法

<クーリング・オフ記載例>

### 1 必ず書面で行う

### 2 ハガキの両面をコピーして保管

### 3 簡易書留または特定記録郵便で送る

※クレジット利用の場合は信販会社にも通知

☆通信販売の場合、クーリング・オフ制度はありませんが、広告に返品特約の表示がない場合、商品を受け取った日から8日を経過するまでの間は返品可能です(返品送料は購入者が負担)。注文する前に返品対応についての規定をよく確認しましょう。

郵便はがき

切手

簡易書留  
又は  
特定記録

自分の住所  
自分の氏名

〒

市

番地

代表者様

会社

契約解除通知書

契約(申込)年月日 ○○○○年○○月○○日

商品名 ○○○○

契約金額 ○○○○円

販売会社名 ○○○○株式会社

担当者名 ○○○○様

右の契約を解除いたします。

なお支払い済みの○○○円を返金し、商品を引き取ってください。

年月日

まずは深呼吸。あわてず、大切な人に相談してください。

ここには、ご家族やご相談できる方の連絡先を、あらかじめ控えておいてください。

名前	電話(自宅)	電話(携帯)
名前	電話(自宅)	電話(携帯)

滋賀県消費生活センター

☎0749-23-0999